

中津川市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会と議員の活動原則（第4条—第9条）

第3章 市民と議会の関係（第10条—第12条）

第4章 議会と行政の関係（第13条）

第5章 議会における審議（第14条—第16条）

第6章 議会の機能強化（第17条—第22条）

第7章 議員の政治倫理、定数と報酬（第23条—第25条）

第8章 最高規範性で見直し手続（第26条・第27条）

第9章 補則（第28条）

附則

地方分権の推進により、地方自治体の自主的な決定と責任が大きくなっています。地方自治を取り巻く情勢は大きく変化し、議会と首長がともに住民を代表する二元代表制において、議会の担うべき役割と責務は大きくなりました。

このような中で市民が安心して豊かに暮らせるまちづくりと市政の発展を図るために、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと改革をしなければなりません。

議会は、市民の多様な意見を代表する合議機関としての特性を生かし、議事機関としての監視機能や立法機能を発揮していくために、これまで以上に公平・公正性、透明性と倫理性を確保した議会運営や、市民への情報の提供と共有化、説明責任を果たす「開かれた議会」「分かりやすい議会」づくりを推進し、市民との活発な意見交換を図り、市民本位の政策立案や政策提言に努め、「市民の参加する議会」を目指していくことが必要です。

中津川市議会は、市民の多様な意見を反映し、活発な議論、自己研鑽と資質の向上に努め、議会と市長による二元代表制の下での市長、その他の執行機関との関係を明確にするとともに、市民の負託に応じていく議会づくりを決意し、その根幹となる条例を制定します。

【解説】前文では、法律等の定めに基づく議会の役割、自治体を取り巻く時代背景とそれに伴って変化してきた議会と議員の役割、中津川市議会におけるこれまでの議会改革の取組等を踏まえながら、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにすることにより、市民の福祉の向上と市政の発展に寄与する決意を述べ、この条例の制定趣旨について明文化しています。

[用語解説]

- ※「二代表制」とは、執行機関としての市長と議事機関としての議会を構成する議員を、ともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の抑制と均衡によって適切な緊張関係を保ちつつ調和を図ることです。
- ※「合議機関」とは、複数の構成員の意思を総合して決定を行う機関のことです。
- ※「議事機関」とは、条例の制定その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関を指し、日本国憲法第93条に議事機関は議会であると位置づけられています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二代表制の下、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

【解説】二代表制機関の趣旨を踏まえ、市民とともに歩む闊達な議会活動を推進することを通して、“自然ゆたかなまち、歴史と文化が薫るまち”ふるさと中津川を大切にしながら、市民福祉の向上と市政の発展を目指すことを規定しています。

[用語解説]

- ※「市民福祉」とは、一般に用いられている狭義の福祉を指すものではなく、地方自治法で地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本的役割と明記されているように、より広く住民全体の利益や地域における公共の利益を指すものです。

(基本理念)

第2条 議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、市民自治の考えを基本に真の地方自治の実現に全力を挙げるものとします。

【解説】 議会は、行政運営の基本的事項について審議し、決定する機関であり、その役割と責任を果たすために、市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くすことを理念とし、「住みやすい中津川市」を目指そうとするものです。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者と本市の区域内に存する学校に通学する者
- (2) 市長等 市長その他の市の執行機関の長

【解説】 この条例でよく使う用語で、明確な定義が必要なものについて定義をしています。

[用語解説]

※「執行機関」とは、市の施策や事務を行う権限を持つ機関で、市長のほか教育委員会・選挙管理委員会・監査委員などをいいます。

第2章 議会と議員の活動原則

(議会の責務)

第4条 議会は、第2条の基本理念を踏まえ次に掲げる責務を果たさなければなりません。

- (1) 市民の負託に基づく市民の代表機関としての役割を認識し、市の重要な政策決定を行うとともに、市長等の事務の執行監視と評価を行います。
- (2) 議会が言論の府であることと合議制機関であることを十分認識し、積極的な自由討議を確保するとともに合意形成に努めます。
- (3) 機能の強化と円滑で効率的な議会運営のために改革に努めます。

2 障がいのある議員については、本人の意思を尊重し、議会活動を保障します。

【解説】 議会は、予算や条例制定など、市の重要案件に対して意思決定を行う権限を持っており、そのために市民の代表者である議員が議論を尽くし、市長等による行政執行や予算執行が適正に行われているかをチェックし議決することや、議員同士の自由な討論を尊重した積極的な議論により、政策立案や政策提言を行うことを定めています。また、新しい時代を見据えた改革に常に努めることを定めています。

市議会として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念に基づき、障がいのある議員の自己決定を尊重するとともに議会活動を保障することを定めています。

(議会の活動原則)

第5条 議会は、前条の責務を踏まえ次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければなりません。

- (1) 公平性と透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指します。
- (2) 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、必要な政策を自ら立案し、市長等に提案することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組みます。
- (3) 市民に対し分かりやすい言葉や表現を用いて積極的に情報を発信し、説明責任を果たします。
- (4) 政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議と審査に取り組みます。

【解説】 議会は、市民の代表機関として、市民が参加し、公平で開かれた分かりやすい議会運営を行うとともに、市民に対して説明責任を果たします。また、市民が持つ様々な意見を把握するとともに議員同士の活発な議論を通じて、市政の課題に関する論点を明らかにし、政策立案と政策提案に積極的に取り組むことを定めています。

[用語解説]

※「審議」とは、本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論し、表決する一連の過程のことをいいます。

※「審査」とは、委員会において、付託を受けた議案、請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。

(議員の責務)

第6条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを自覚し、市民の意向を的確に把握するとともに、市民全体の福祉の向上を目指し、議会の構成員としての役割と責任を誠実に果たさなければなりません。

【解説】 議員は、議会が言論の場であることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持ち、日常の調査と研究に努め、議員としての資質の向上に努めることを定めています。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、前条の責務を踏まえ次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければなりません。

- (1) 議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めます。
- (2) 議会活動について、市民に対し積極的に説明責任を果たします。
- (3) 市政に関する調査研究に積極的に取り組みます。

【解説】 議員は、選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、議員としての資質向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を行うことで、常に市民から信頼を得られるよう努めなければなりません。また、議員は、市民が持つ様々な意見を把握するとともに、議会活動について市民への説明に努めることを定めています。

(議長と副議長)

第8条 議長と副議長は、議会を公平・公正・中立の立場で運営しなければなりません。

2 議会は、議長と副議長の選出に当たり、市民に対して透明性を確保します。

【解説】議長と副議長は、議会を公平・公正・中立の立場で運営しなければならないことを定めています。また、正副議長の選挙については、立候補者の意思を議員に伝え、透明性を確保して、正副議長にふさわしい者を選出することを定めています。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し、合意形成に努めるものとします。

【解説】会派は、同一理念の共有により構成し、政策立案、政策決定、政策提言等への積極的な取組と、その実現に向けた合意形成のために活動することを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(会議の公開)

第10条 本会議の他、常任委員会と特別委員会は、原則公開とします。

【解説】市議会における現段階の合意到達事項として、常任委員会と特別委員会は、原則公開とします。ただし、個人情報等公開が適当でない判断される場合は、非公開とすることができます。

(専門的知見の活用)

第11条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する公聴会制度や参考人制度を活用し、市民の専門的識見や政策的識見等を議会の審議に反映するように努めるものとします。

2 議会は、請願や陳情の審議に当たっては、請願者や陳情者の意向に応じて意見を聞く機会を設けるものとします。

【解説】 議会の役割を市民の意見をより反映して発揮するため、法律の制度を活用し、公聴会や参考人制度を活用することを定めています。

また、請願や陳情は市民の政策提案と位置付け、提出者の意向に応じて意見を聞く機会を設けます。

[用語解説]

※「公聴会制度」とは、議会では、会議において予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、利害関係者や学識経験者から意見を聞くことができる制度のことをいいます。

※「参考人制度」とは、議会では、会議において市の事務に関する調査や審査のために必要がある場合には、参考人に来ていただきその意見を聞くことができる制度のことをいいます。

※「請願」とは、憲法等に保障された「請願権」の趣旨に従い、市議会に対し、その職務に関する事柄について文書で希望を申し述べるができる制度のことです。趣旨に賛同する議員の紹介が必要です。

※「陳情」とは、どなたでも提出することができる市議会に要望や意見があるときに活用できる制度のことです。請願とは異なり紹介議員は必要ありません。

(市民との対話集会)

第12条 議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握するため、少なくとも年一回市民との対話集会を行うものとします。

2 市民との対話集会に関することは、別に定めます。

【解説】 対話集会は、「開かれた議会」「分かりやすい議会」「市民の参加する議会」を目指す上で、核となる重要な取組として、議会が市民に対し説明する責任を果たし、かつ意見を的確に把握して市政や政策に反映するという役割を定めています。

第4章 議会と行政の関係

(市長等との関係)

第13条 議会審議における議員と市長等との関係は、緊張関係の保持に努めなければなりません。

2 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点や争点を明確に行います。

3 議長から本会議への出席を要請された市長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができます。

【解説】 議会と市長等との関係は対等であり、議会がその役割を果たす上で緊張関係の保持を定めています。

質疑応答は、論点や争点を明確にすることを定め、その方法としては、一問一答による質問も含まれます。

反問は、論点や争点を明確にするためのものとします。

第5章 議会における審議

(議会審議における論点情報の形成)

第14条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、市長等に対し次の事項について明らかにするように求めることができます。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画と各種計画との整合性
- (5) 関係ある法令、条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来に渡る効果とコスト

【解説】 議会は市政の審議・議決機関であることから、そのために必要な情報提供を市長に求めることを定めたものです。

(予算と決算における政策説明)

第15条 議会は、予算と決算の審議に当たり、施策別と事業別に、前条の規定に準じた分かりやすい説明を市長に求めるものとします。

【解説】 市長が予算案や決算を議会に提出するにあたり、議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成に努めるよう議会が求めることを定めています。

(任意的議決事件)

第16条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般に渡る重要な計画等について、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとします。

- (1) 中津川市が策定する基本構想や基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策や施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関するもののうち、執行部と協議の上で、特に議会が必要と認めるもの

【解説】 議会の議決権は、条例を設けることや改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること等、地方自治法第96条第1項に定められていますが、これ以外の市政全般の重要な計画等についても同条第2項により、執行部と協議の上で議決すべき事件に追加することを定めています。このことは、市長等の執行を監視するとともに政策等形成過程に議会が関与する役割を強めることとなります。

[用語解説]

※「議決事件」とは、議会の行う議決の対象となる事項や事柄のことをいいます。

第6章 議会の機能強化

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の審議、政策形成や立案の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとします。

2 前項の実現のため、各分野の専門家をはじめ市民各層等幅広い対象者との研修会を開催するものとします。

【解説】 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるよう努めることを定めています。

議員研修では、幅広い分野の専門家や様々な層の市民を招き、積極的に研究会を開催することを定めています。

(委員会の活動)

第18条 委員会は、行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、適切な運営に努めなければなりません。

2 委員会は、政策立案と政策提案を積極的に行うものとします。

【解説】 重要な行政課題に対し常任委員会と特別委員会の持つ専門性などを生かし、適切かつ迅速に対応することを定めています。

委員会は、政策立案と政策提案を積極的に行うことを定めています。

(政務活動費の執行と公開)

第19条 会派は、政務活動費の執行につき、別に定める条例を遵守しなければなりません。

2 議長は、前項に基づく内容を取りまとめ、議会ホームページ等で公表するものとします。

【解説】 政務活動費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ、政策提言に繋がるよう、条例に基づき会派に交付することを定めています。

政務活動費の使途に関する公正性や透明性を確保するため、会派に対し証票類を添付した収支報告書を議長に提出することを義務付けし、議長は1年に1回、その活動状況を議会ホームページなどで市民に報告することを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査や法務機能の充実を図るものとします。

【解説】

議会と議員の政策形成と立案機能を高めるため、議会事務局の機能を強化することを定めたものです。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備や図書の充実に努めるものとします。

【解説】

議会図書室が議員研修のため十分に活用されるよう定めています。

(議会広報の充実)

第22条 議会は、市政に係る重要な情報を議会の視点から、市民に提供するよう努めます。

【解説】

議会の広報活動は、市政に係る重要な論点、争点等を議会の視点から、市民に周知することを定め、情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、市民が議会や市政に関心を持つよう広報活動をすることを定めています。

第7章 議員の政治倫理、定数と報酬

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めます。

2 議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定めます。

【解説】 議会を構成する議員が、特定の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないことから、本条において、政治倫理の向上に努めることとし、政治倫理に関する詳細は別の条例で定め、条例を規範として遵守することを定めています。

(議員定数)

第24条 議員定数は、市政の現状と課題、将来の予測と展望等を考慮し、行財政改革の視点だけではなく、多様な民意を十分に議会に反映できるものとしします。

2 議員定数は、別に条例で定めます。

【解説】 議員の定数は、議会運営が効率的かつ能率的に行われるという視点からだけでなく、市民の代表機関である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることができるよう適正に決めることを定めています。

議員の定数は、中津川市議会議員定数条例（平成20年中津川市条例第35号）によることを定めています。

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、社会経済情勢、市の財政状況等を十分に考慮したものとしします。

2 議員報酬の改正に当たっては、市長が審議会等の答申を経て提案する場合のほか、委員会や議員が議員報酬の改正を提案するときは、明確な改正理由を付けなければなりません。

3 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】議員報酬は、中津川市特別職報酬等審議会の意見を聴いて定めることになっていますが、社会経済情勢等を踏まえて、議員の活動状況を反映することに主眼を置いて決めることを定めています。

委員会や議員が、地方自治法第109条第6項や法第112条第1項の規定に基づき、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとする場合、市民への説明責任を果たすために、明確な改正理由を付して提出することを定めています。

議員報酬に関する必要事項は、中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和32年中津川市条例第1号）によることを定めています。

第8章 最高規範性で見直し手続

（最高規範性）

第26条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、改正し、廃止する場合には、この条例との整合を図らなければなりません。

【解説】この条例を議会における基本的な事項を定めた最高規範と位置づけ、議会に関する条例等の制定や改廃をするときは、この条例の趣旨を尊重した運用等をすることを定めています。

（見直し手続）

第27条 議会は、この条例の目的が達成されているか常に判断し、必要に応じてこの条例を適宜見直すものとします。

【解説】常に市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し、必要があるときは、この条例の規定について検討し、見直しを行うことを定めています。

第9章 補則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定めます。

【解説】 その他必要事項については、その内容に応じ、規則、要綱、規程、申し合わせ等で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
(中津川市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例の廃止)
- 2 中津川市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例（平成25年中津川市条例第26号）は、廃止します。